

○浅麓環境施設組合監査委員条例

昭和41年3月4日

条例第18号

改正 昭和57年10月1日条例第1号

改正 令和3年2月10日条例第3号

浅麓環境施設組合の監査については、小諸市監査委員条例（昭和29年小諸市条例第10号）を準用する。

この場合において「小諸市」とあるのは「浅麓環境施設組合」と、「市長」とあるのは「組合長」と、「事務局」とあるのは「書記」と読み替えるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。